港区障害児通所支援事業所運営支援補助金について

令和８年９月30日
港区障害者福祉課障害者事業所支援係

１　補助内容

No.	補助対象経費	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額	対象サービス
1	事業所の借上げに要する賃借料	（１）賃借料(消費税込) （２）共益費(消費税込)	３/20 ～ １/４	－	児童発達支援 放課後等デイサービス
2	送迎の実施に要する費用	（１）車両購入費 （２）駐車場代 （３）送迎車両の借用費用 （４）送迎タクシーの利用費	１/２	1,000,000円	放課後等デイサービス
3	授業日の延長療育の実施に要する費用	午後６時前からサービス提供していた児童に対して、午後６時以降も引き続きサービスを提供した場合の人件費		１時間当たり 2,693円	放課後等デイサービス
4	長期休業日の延長療育の実施に要する費用	午前９時前から１０時まで又はサービス提供時間の療育に引き続き、午後４時から午後７時までサービス提供した場合の人件費		１時間当たり 2,693円	放課後等デイサービス
5	重度障害児に対する療育の実施に要する費用	愛の手帳（１度又は２度）の交付を受けている児童に対して、サービスを提供した場合の人件費		１時間当たり 938円	放課後等デイサービス

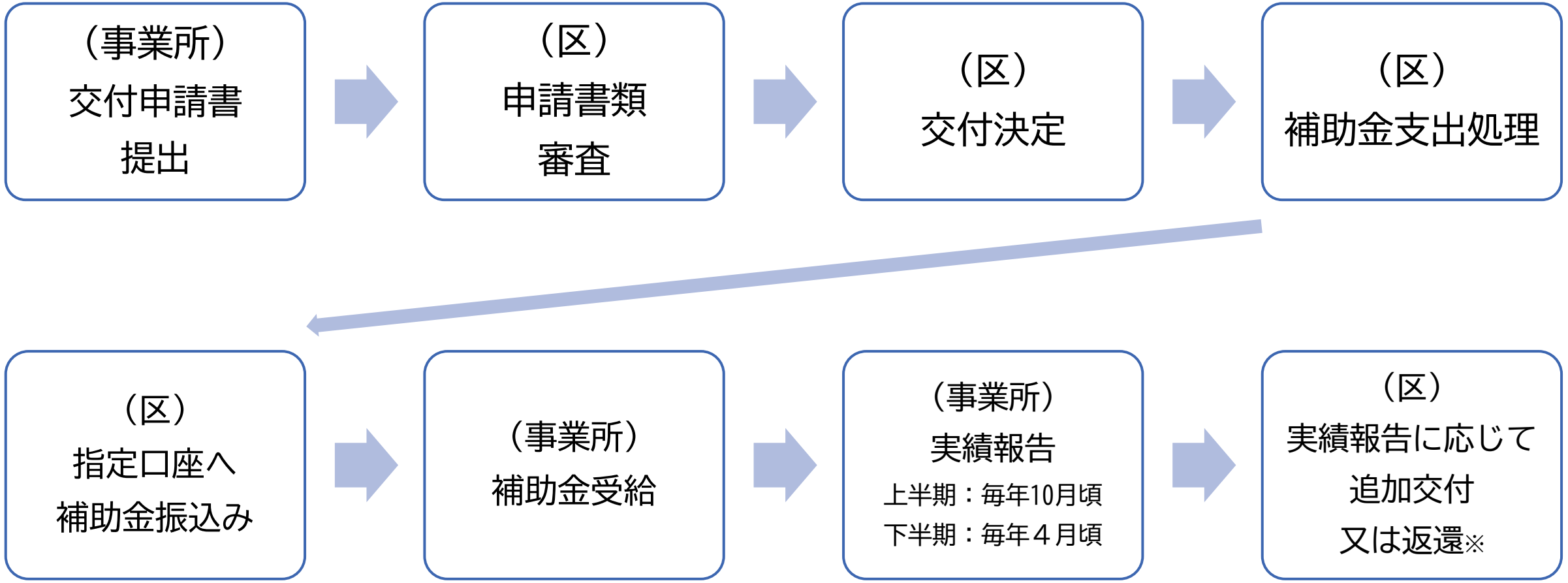
2　補助要件

<table>
<tr><th>No.</th><th>補助要件</th></tr>
<tr><td>共通</td><td>・事業所が港区内に所在すること。

・第三者評価を、指定を受けた月の属する年度を含む３年度を経過した以降の年度から、３年に一度以上受審し、その結果を公表していること。
※令和５年度に指定を受けた事業所は、令和８年度以降が対象です。
（区の受審費用補助制度あり。10／10補助、上限60万円）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>・賃借料（家賃）を支払っていること。

・補助対象期間の事業所の利用児童の構成（港区民率）に応じて補助率が変わります。
<table>
<tr><th>港区民率</th><td>７割以上</td><td>５割以上７割未満</td><td>５割未満</td></tr>
<tr><th>補助率</th><td>１／４（25%）</td><td>１／５（20%）</td><td>３／20（15%）</td></tr>
</table>
※港区民率＝港区民の利用延べ日数／利用児童の利用延べ日数
※欠席時対応加算を算定した児童は、延べ人数に含みます。</td></tr>
</table>

３　交付手続きの流れ



※賃借料に変更があった場合は、交付申請と同様の流れで変更交付の申請をしてください。

※他制度の助成を受けている場合は、精算時に返還を求めます。

【　問い合わせ先　】

〒105-8511　港区芝公園一丁目５番25号（港区役所２階　204窓口）

保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業所支援係

電話 03-3578-2677